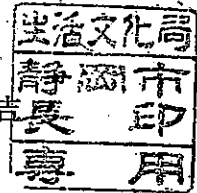


静岡市告示第 467号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の町の区域を変更したので、同条第2項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成 22年 10月 19日

静岡市長 小 嶋 善 吉



- 1 葵区柳町に編入する区域
葵区若松町107の1の一部及びこれに隣接する道路、水路である国有地の一部
- 2 葵区若松町に編入する区域
葵区柳町16の1の一部、16の5、16の6